

広島県告示第二百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十三年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八六号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備 考
	新	旧	
山県郡安芸太田町大字下殿河内字西堀一七八番一地从先から山県郡安芸太田町大字上殿字鍛冶屋通六三〇番四地先まで	一三・三〇〇 八七・五〇	一三・三〇〇 八七・五〇	ダブルウェイ解除 不用物件延長 一、九九八・〇〇メートル 一般国道一九一号及び一般国道四三三号と重複
	二、二六〇・〇〇	二、二六〇・〇〇	

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一九一号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考

山県郡安芸太田町大字上殿字鍛冶屋通六三 ○番四地先から 山県郡安芸太田町大字下殿河内字西堀一七 八番一地先まで		
新	旧	
一三・三〇〇 八七・五〇〇	六・五〇〇 六一・〇〇〇	一三・三〇〇 八七・五〇〇
二、二六〇・〇〇	二、三二五・〇〇	二、二六〇・〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、九九八・〇〇メートル 一般国道一八 六号及び一般 国道四三四号 と重複		

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三四号

三 道路の区域

区	間	
山県郡安芸太田町大字上殿字鍛冶屋通六三 ○番四地先から 山県郡安芸太田町大字下殿河内字西堀一七 八番一地先まで		
新	旧	
一三・三〇〇 八七・五〇〇	六・五〇〇 六一・〇〇〇	一三・三〇〇 八七・五〇〇
二、二六〇・〇〇	二、三二五・〇〇	二、二六〇・〇〇
ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、九九八・〇〇メートル 一般国道一八 六号及び一般 国道一九一号 と重複		